

別紙 4

農産物検査の検査結果等報告 マニュアル

検査結果報告	・・・ 4 -	1
第 1 検査結果報告書の作成	・・・ 4 -	2
第 2 検査結果報告書の提出	・・・ 4 -	2
第 3 報告書の取りまとめ等	・・・ 4 -	2

検査結果報告

登録検査機関

- 登録検査機関は、自らが実施した検査結果について、農産物検査法第20条第3項及び規則第20条の規定に基づき報告
- 報告書の内容(データ)は電子記録媒体を利用することが可能、電子記録媒体による報告を行う場合、農林水産大臣宛の報告書を併せて提出

報告期日(例:国内産農産物の品位等検査に係るもの)

月ごとにとりまとめ、翌月3日までに報告

(農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣が定める期日を定める件
(平成13年3月22日農林水産省告示第445号))

北海道知事

1 検査結果の取りまとめ報告

・知事は、管内の結果を取りまとめ、電子メールにより農林水産省北海道農政事務所(以下「北海道農政事務所」という)へ報告

(毎月13日までに報告)

北海道農政事務所

本省へ報告

(毎月18日までに報告)

農林水産政策統括官

公表

原則 毎月20日16時
農林水産省ホームページ

【公表内容】

- 1 国内産米穀の検査結果
- 2 国内産麦類の検査結果
- 3 国内産大豆の検査結果 ※6月(年計)
- 4 輸入農産物の検査結果 ※9月(年計)

(参考)

様式第1号

番 号
年 月 日

政策統括官 殿

地方農政局長
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書 (年 月 日現在累計)

生産年度 _____

(単位 : kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	特 上	特 等	1 等 (合 格)	2 等	3 等 (等 外)	規格外 (等外上)	備 考

- 備考1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第5条第2項の品位等検査（期間経過米検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。
- 2 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあつては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
- 3 3検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
- 4 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあつては、「政策統括官」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

(参考)

様式第2号

番号
年月日

政策統括官 殿

地方農政局長
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書 (年 月 日現在累計)

生産年度 _____

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	整粒不足	形質			水分過多	被害粒			死米	着色粒		異種穀粒	異物	その他
					計	充実度	心白及び腹白		その他	計	発芽粒		胴割粒	その他			

- 備考1 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあつては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
- 2 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあつては、「政策統括官」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

(参考)

様式第3号

番 号
年 月 日

政策統括官 殿

地方農政局長
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

国内産農産物の品位等検査に係る水分の含有率に係る検査結果報告書 (年4月1日から 年3月31日まで)

生産年度 _____

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	水分 等級	10.0%	10.1%	10.6%	11.1%	11.6%	12.1%	12.6%	13.1%	13.6%	14.1%	14.6%	15.1%	15.6%	16.1%	16.6%	17.1%	検査数量計	
			以下	10.5%	11.0%	11.5%	12.0%	12.5%	13.0%	13.5%	14.0%	14.5%	15.0%	15.5%	16.0%	16.5%	17.0%	以上		

備考1 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあっては、「政策統括官」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

